

輸入通関トラブル対応フローチャート【個人の方向け】

海外から貨物を輸入(持ち込み)しようとしたら、税関で止められてしまいました

税関から「**外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ**」が届きました



どうして止められてしまったの？

その貨物は、ワシントン条約の規制対象品である可能性があるため、税関で留め置かれています。
ワシントン条約は、生きている動植物以外に、その一部や派生物も対象となります。
革製品、化粧品、楽器、漢方薬などの加工品であっても、規制対象種が含まれていればお手続きが必要です。
以下の順番で対応を確認しましょう。

何の動植物が使用されているか判明していますか？

No

輸出元（購入した
お店やメーカー等）
に確認しましょう。

調べ方の
詳細は
こちら

Yes

動植物の学術名は判明していますか？

No

申請手続きは**不要**です。
輸出元から学術名がわかる書類
（学術名が記載されたINVOICE
等）を取り寄せ、税関へ提出し、
貨物をお受け取りください。

Yes

学術名がワシントン条約附属書に該当しますか？

No

Yes

貨物（郵便物）がどのような状況であるかは、留め置かれた税関（ハガキに記載された税関）へ照会ください。ハガキの発送元は税関ですので、当省は、ハガキに記載された番号によるお荷物の特定等はできません。

友人や家族に送ってもらったものも規制の対象なの？



個人的に使用するために
海外のお店から購入した
ものも規制の対象なの？

個人的に使用する目的でも、以下の個人特例に該当しなければ、お手続きの対象です。
例えば、インターネットを通じて海外のお店から購入した場合や家族・知人に買ったものを送ってもらう場合は、お手続きの対象です。

（参考）個人特定の対象

- 携帯品（例：旅行に携帯するバッグ、腕時計）
- 職業用具（例：演奏家の楽器）
- 引っ越し荷物（例：家財、ペット）
- 海外の旅行先で個人的なお土産品として購入したものを持ち帰る場合（数量等に一定の条件があります）

詳しくは
こちら
個人特例

日本に輸入する場合は、まず、**CITES輸出許可書（輸出国管理当局が発給する書類）**が必要です。

CITES輸出許可書をお持ちの場合

外為法上の必要な手続きは
こちらでご確認ください。

CITES輸出許可書をお持ちでない場合

以下1～3の方法のうち、いずれかをお決めください。

1. 貨物（郵便物）を輸出国へ返送後、必要書類を取得し、輸入する

2. 輸入をキャンセルし、貨物を輸出国に返送する
（返送費用については輸出者と相談してください。）

3. 貨物（郵便物）を放棄する（任意放棄）

CITES輸出許可書は、本来、輸出前に輸出国が発行するものです。当該許可書を取得するためには、貨物（郵便物）を輸出国に返送し、輸出者に、輸出国管理当局から当該許可書を取得するよう依頼してください。外為法上の手続きは、内容によって異なりますので、当該許可書を取得後、どのような外為法上の手続きが必要かを確認してください。

お決めになりましたら、
貨物（郵便物）の措置について、
税関（ハガキに記載されている税関）
へご連絡ください。

詳しくは
こちら
（輸入フロー
チャート）